

# 変額保険を ご検討のお客さまへ

「ご契約に際しての重要事項—注意喚起情報」等の記載に加え、  
特に以下の点についてもご確認ください。



## 「生命保険」契約であり、預貯金とは異なります。

- ・投資信託等を通じ株式や債券等を主な運用対象とする特別勘定で資産運用を行い、その特別勘定資産の運用実績に応じて、解約返戻金額、満期保険金額等が変動(増減)する保険です。資産を安定的にふやすタイプの金融商品とは異なります。
- ・中長期の運用となるため、短期的、かつ、収益性を過度に期待できるものではありません。
- ・経済情勢や運用実績によっては収益を得られる可能性がある反面、運用の対象となる資産の下落や為替の変動により、受取金額が払込保険料累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。(ハイリスク・ハイリターンの運用)
- ・ご契約者にご負担いただく各種費用があります。また、ご注意いただきたいリスクがあります。



## 元本保証がなくご契約者が損失を被る場合があります。

- ・満期保険金額・解約返戻金額に最低保証はありません。  
運用実績によってはこれらの金額がゼロになる可能性があります。
- ・運用実績が好調な場合であっても、保険関係費用や解約控除等により解約返戻金額が払込保険料累計額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。  
(契約日から10年未満で解約等をする場合、所定の解約控除がかかります。)



## 投資リスクを含む運用リスクはご契約者にあります。

- ・特別勘定とその繰入割合は、ご契約者自身に選択、指定いただきます。
- ・契約後に特別勘定の資産を移転する場合、ご契約者自身の判断により行っていただきます。
- ・特別勘定資産の運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合、生命保険募集人が補償・補填をすることはありません。



## 将来の運用成果等について断定的な判断の提供は行いません。

- ・将来の経済情勢や運用成果は不確定であり、生命保険募集人が、それらについて断定的な判断の提供を行うことはありません。
- ・特別勘定とその繰入割合について、生命保険募集人が選択、指定することは禁止されています。



## 次のような保険商品の提案を行いません。

- ・保険契約の契約者貸付その他の借入金を原資とする保険の提案
- ・元本保証を希望するご契約者に元本割れの恐れがある保険の提案
- ・法人等による節税等の財テクを目的とした保険の提案

## 「適合性の原則」が適用されます

- ・お客さまの金融商品にかかる**知識やご経験**、および、お客さまの**財産の状況や保険加入の目的等**に応じた適切な保険商品をご提案しています。特に**変額保険は、運用の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動による影響等のリスクがあることから**「特定保険契約」として準用金融商品取引法に基づき、お客さまには、保険商品にかかるリスクを十分にご理解いただいた上でのご契約をお願いしています。
- ・生命保険は、長期運用の資産であり、お客さまにとっての余裕資金でのご契約になりますよう、経済環境や資金状況を総合的に判断いただく必要があります。
- ・そのため、**ご高齢のお客さま**は、ご契約やそのお申込み内容を制限させていただく等の場合があります。

■お問い合わせ先